徳島県中小企業向け融資制度
「 経済変動対策資金 」

令和７年
６月６日より

・**米国の関税引上げ**により影響を受けた中小企業者等に対し、**過去1か月間の売上げ等の減少**で融資が可能となり、**より迅速に資金繰りを支援**

１　融資対象

県内に事業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者等であって、次の（1）から（8）のいずれかに該当し、かつ具体的な策を講じることによって中長期的な業況回復が見込まれる者

（1）為替相場の急激な変動に伴う新規受注の減少、為替差損の負担等により経営の安定に支障を生じている者
（2）依存率20%以上の親事業者の経営不振又は構造調整により、新規受注の減少を被り経営の安定に支障を生じている者
（3）経済不況等の影響により収益が悪化した者であって、資金繰りが極めて困難となり運転資金に窮迫している者
（4）別に定める倒産企業の指定基準により知事が指定した企業に50万円以上の債権を有する者
※（4）については、商工会議所（徳島、鳴門、阿南）又は徳島県商工会連合会の経営安定特別相談室の推薦を受けること
（5）原油・原材料価格の高騰又は賃金引上げ・価格転嫁の影響により、最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合が前年同期比で増加し収益が悪化している者
（6）「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」又は「災害救助法」の適用を受けた災害により事業活動に支障の生じている者
（7）感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等により、直接的又は間接的な影響を受けた者で、原則として最近1か月の売上高が前年同期比で5%以上減少し、かつ、その後2か月を含めた3か月の売上高が前年同期比で5%以上減少することが見込まれる者

＜米国追加関税等緊急対策枠＞
（8）米国追加関税等に伴う経済変動により、直接的又は間接的な影響を受けた者で、原則として最近1か月の売上高が前年同期比で5%以上減少し、かつ、その後2か月を含めた3か月の売上高が前年同期比で5%以上減少することが見込まれる者

２　融資金額

１企業者　５，０００万円以内

３　融資期間

運転　10年以内　　1年以内据置

４　融資利率

融資期間	7年以内	8年以内	9年以内	10年以内
融資利率	1．90%以内	1．95%以内	2．00%以内	2．05%以内

５　保証料率

年0．30%～0．85%（財務状況等により9区分に分かれています。）

【融資のお申込みは、取扱金融機関へ】
阿波銀行、徳島大正銀行、四国銀行、三菱UFJ銀行、百十四銀行、伊予銀行、香川銀行、愛媛銀行、高知銀行、徳島信用金庫、阿南信用金庫、商工組合中央金庫

【お問い合わせ先】
徳島県経済産業部企業支援課　金融担当
TEL 088-621-2318　　FAX 088-621-2853
住所：徳島市万代町１丁目１番地（5階）